

令和8年度 中津市立三光中学校部活動 活動方針

1. 目的

部活動は、生徒がスポーツや文化及び科学等に親しみ、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感等の涵養に資するものとして学校教育の一環として行われるものである。また、体力や技能の向上を図る以外にも、好ましい人間関係の形成や社会性・公共性を身につけるなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

【部活動を通して育成をめざすもの】

- 時間厳守 ○あいさつ ○協力し主体的に活動する
- 体調・安全管理 ○思いやりの心 ○感謝の心 等

2. 基本的な指導方針

- ① 自主的、自発的な活動によるものとし、心身の成長過程にある生徒の体力を向上させスポーツ・文化・芸術における技能の向上に努めるように支援する。
- ② 心身の調和のとれた発達を図り、他者と協力し連帯する精神や公正さと規律を尊ぶ態度、克己心を育てる。
- ③ 部活動を行う集団の一員として、自ら考え行動する自主的で実践的な態度を育てる。
- ④ 各部の指導計画、指導方針に基づいて、安全かつ適切な方法と時間で指導し、過重な負担とならないよう留意する。体罰は決して許されないことを十分に意識する。

3. 指導における留意点

- ① 顧問は、担当する部の特性を踏まえ、生徒自身が目標を持って活動できる様にすると共に合理的でかつ効率的・効果的な活動を工夫し、生徒の目標が達成できるよう努める。
- ② 顧問は、活動中のけが等の発生に十分注意し、生徒の安全・安心の確保を徹底する。また、けが等が発生した場合は迅速かつ適切に保護者や医療機関と対応し、管理職、養護教諭等への報告・相談を怠らない。特に夏季の熱中症対策は暑さ指数(WGBT)等を常にチェックし、20分間隔で水分補給を取るなどの措置をとる。
- ③ 顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を進める。
- ④ 校長は、部活動が学校教育の一環であること、及びその意義や運営・指導の在り方についてすべての職員が理解し実践するよう努めるとともに、本校の部活動に係わる活動方針に基づいた活動が行われるよう職員を指導する。
- ⑤ 保護者会等を通じて指導者と保護者との連携を図り運営を行う。
- ⑥ 練習会場(教室、グラウンド、体育館、武道場等)・部室・用具の管理を行う。
- ⑦ 試合などでは、三光中学校の生徒として恥ずかしくない言動を行う。
- ⑧ 指導者が不在の場合は、原則として部活動は行わない。

4. 活動時間等

○週当たり2日以上（平日1日以上、週末1日以上、定期テスト前5日間）の休養日を設ける。

○活動時間は、以下の通りとし、できるだけ合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

平日…【夏季】2時間以内 【冬季】1時間30分以内

休日…【夏季・冬季】3時間以内 【夏季：4～9月 冬季：10～3月】

※上記活動時間に満たなくても熱中症指数、大雨、雷など天候により急遽中止と判断することがある。

○平日の休養日は、水曜日を原則とするが、やむを得ず部活動をする場合は、平日の別日を休みとする。

○土・日、祭日などの休業日の活動は指導者の判断によるが、土・日のいずれかは休養日とすること。ただし、土・日に大会等がある時は、平日に代わりの休みを設ける。

○毎月第3日曜日（県家庭の日）は部活動休養日とする。

○長期休業中の学校閉庁日（お盆期間・年末年始）は部活動休養日とする。

○平日の練習終了時間（完全下校）は、以下の通りとする。

4月～9月・・・18：00まで（夏季）

10月～11月・・・17：30まで

12月～1月・・・17：15まで

2月～3月・・・17：30まで

（冬季）

※生徒の安全を考え、遅くなる場合は家庭への連絡などを行う。

※中津市総体予選、県総体、中津市新人戦、県新人戦前は特別時間あり

5. 設置部活動

○学校にて常時活動をする部

運動部：軟式野球部、卓球部、柔道部、女子バスケットボール部、ソフトテニス部
（駅伝部については臨時的に活動をする）

文化部：吹奏楽部

○日常は地域のスポーツクラブにて活動し中体連主催大会のみ引率する準部

陸上部、水泳部

※設置部活動については部活動検討委員会（校長・教頭・教務主任・中体連担当・中文連担当）により、随時検討する